

東広島市農業委員会令和8年6月（第6回）総会議事録

- 1 開催日時 令和8年6月29日（金） 14時00分から14時56分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	山 崎 拓 人	3	高 木 昭 夫	4	長 ・ 毅
6	橘 川 一 則	7	住 井 正 美	8	古 川 みどり
9	森 下 美 冬	10	森 桶 茂 和	11	村 上 義 則
12	榎 龍 志	13	土 井 浩 文	14	脇 坂 俊 之
15	在 間 輝 昭	16	大 月 靖 規	17	久 保 伸 司
18	高 橋 久 雄	19	尾 原 恵 美	20	腰 本 直 治
21	兒 玉 康 裕	22	杉 本 源 藏	23	仲 伏 英 雄
24	財 満 俊 子				

- 4 欠席委員 2名

番号	氏 名	番号	氏 名
2	高 尾 昭 臣	5	古 本 啓 之

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 4 番 長原 毅 委員 6 番 橘 川 一 則 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第31号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取
について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請（継続審議分）について
 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第24号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第25号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	木村勝美
局長補佐兼農地係長	松下健司
農地保全係長	今岡健
農地保全係主査	合原茂宏
農地係主査	小田美香
農地係主査	豊田宏

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課
 担い手支援係主任 酒井秀宜

議長	それでは、これより令和8年6月総会を開会いたします。 これより着座にて議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。 在任委員数24人中22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 日程第1、議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、4番長原委員、6番橘川委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定をお諮りいたします。 会期は、令和8年6月29日1日限りといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議長	異議なしと認め、会期は令和8年6月29日1日限りとします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第31号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
酒井主任	それでは、議案第31号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案内容の説明をさせていただきます。 貸付者27人、借受者16人、62,260.00㎡を利用権設定するものでございます。

酒 井 主 任	議案に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 本案は、本日配付しております資料１の議案第31号関係の欄にありますように、番号50番は山崎委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第１項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することといたしますので、山崎委員におかれましては審議の間、退席をお願いいたします。
	< 山崎拓人委員、退室 >
議 長	それでは、議案第31号のうち、番号50番について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ありませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決を行います。 議案第31号のうち、番号50番について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	挙手全員であります。議案第31号のうち、番号50番については、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたしました。 それでは、関係委員の方の入室を認めます。
	< 山崎拓人委員、入室 >
議 長	続きまして、議案第31号のうち、番号50番以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言願います。 ありませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第31号の事案のうち、番号50番以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	挙手全員であります。よって、議案第31号のうち、番号50番以外については、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 農林水産課の方はありがとうございました。ご退席をお願いいたします。
住 井 委 員	7番住井です。よろしいですか。
議 長	どうぞ。
住 井 委 員	座らせてもらいます。 4月に多面の部分解約をしたのですが、多面は大抵解約できないと思うのですが、その質問に対する回答をまだ頂いていないのですが。4月に質問したと思います。担当がいないから、ちょっと待ってと言われて、後から説明すると言っていたと思います。だから、その説明をまだ聞いてないのですが、どうなっているのでしょうか。
議 長	住井委員、一旦帰って調べてからもう一回来てもらうようにして頂いてもよろしいでしょうか。
住 井 委 員	はい。それでよいです。
議 長	そのように決定いたします。 それでは、農林水産課の方はありがとうございました。退席をお願いいたします。
	< 酒井主任、退室 >
議 長	次に、議案第32号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査	それでは、総会議案の２ページをご覧ください。 議案第32号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。 今月は23件の申請がありました。

豊田主査	申請地の田畑別の筆数、面積の内訳につきましては、7ページに記載のとおりでございます。 それでは、申請の概要を説明させていただきます。 申請番号123－1、130－8、136－14、139－17につきましては経営地隣で耕作便利、132－10、134－12、138－16、143－21につきましては、自宅隣及び自宅近くで耕作便利のため申請地を取得するものでございます。 申請番号137－15、145－23は、経営規模拡大のため申請地を取得するものでございます。 申請番号124－2から128－6、131－9、133－11、135－13、140－18から142－20、144－22につきましては、新規就農のため申請地を取得するもので、水稻、ソバやキュウリ、ナス、白菜などの野菜、柿、イチジク、ブルーベリーなどの果樹を栽培する旨の営農計画書がそれぞれ提出されております。 申請番号129－7につきましては、贈与のため申請地を取得するものでございます。 申請地は農地法第3条第2項に規定する不許可の要件にいずれも該当しないものと思われれます。 説明は以上でございます。
議長	それでは、議案第31号について、担当委員の方の意見を伺います。 申請番号123－1、長原委員。
長原委員	4番の長原です。 特に説明することはございません。 以上です。
議長	続きまして、申請番号124－2から125－3、高尾委員欠席のため、事務局にお願いします。
豊田主査	それでは、代わりに説明させていただきます。 申請番号124－2、125－3につきましては、近隣にお住まいの方が高齢等で耕作困難となったため、譲渡人から農地を譲り受ける案件でございます。特に問題ないとのことですので。 以上でございます。
議長	申請番号126－4から127－5、橘川委員。お願いします。
橘川委員	6番橘川です。 まず、126－4番、これについて、6月11日の日に確認に行っております。それから、127－5番、これも同じく6月11日の日に確認に行って、本人には会うことは両方ともできなかったもので、現地は確認したのですが、電話連絡にて確認をして、問題ないと判断をいたしました。 以上です。
議長	申請番号128－6から129－7、久保委員。
久保委員	17番久保です。 128－6について説明いたします。 6月20日に曾川推進委員と一緒に現地を確認しました。現地は、現在はシルバーの人に年3回から4回草刈りを行っているということで、非常にきれいに管理されておりました。そして、そうはいいましても年金で払うのも厳しくなったということから、縁があって●●さんに譲りたいと。近所に話を聞いても、この人なら大丈夫じゃないだろうかというようなことで、特に問題はないと思います。 それから、129－7ですが、これは6月22日に信長推進委員と近くに見に行きました。現地は、トウモロコシがかなり大きくなっており、境界線辺りもきれいにしてありましたので、問題ないというふうに感じております。 以上です。
議長	申請番号130－8につきましては、私の担当区域でございますので、私において説明をさせていただきます。 去る6月18日、農地最適化推進委員の清水貴成委員と共に現地を確認させていただきました。少し草が生えておりますけれども、所有権移転については問題ないものと判断をいた

議 長	しました。 以上です。 続きまして、申請番号131－9、兒玉委員。
兒 玉 委 員	21番兒玉です。 申請番号131－9は、令和8年6月18日、脇坂委員と現地確認を行いました。現地確認を行った結果、この土地は高齢で耕作困難となった譲渡人から農地を譲り受けて新規就農をされるものです。現況は適正に管理され、問題ないと思われます。 以上です。
議 長	続きまして、申請番号132－10、脇坂委員。
脇 坂 委 員	14番脇坂です。 132－10につきましては、6月19日に現地を確認いたしました。既に夏野菜が植付けし てあり、問題はないと判断しております。 以上でございます。
議 長	続きまして、申請番号133－11、山崎委員。
山 崎 委 員	1 番山崎です。 申請番号133－11については、6月19日に地区の推進委員と2人で現地を確認しまし た。近隣も畑となっており、市民農園のような形で運営されていると。近隣の地主さんも 農地を貸して、ほかの地区から畑を作りに来られているような方がいるようなエリアとい うところです。あとは、地主の方と、ほかの所有されている田んぼについては法人が耕作 していて、ここの畑について法人のほうでは受け付けられない農地であるため、今後の農 地維持についても譲り渡されることによって維持されると思ったので、問題ないと判断い たしました。 以上です。
議 長	続きまして、申請番号134－12から137－15について、村上委員。
村 上 委 員	11番村上でございます。 申請番号134－12から137－15番にかけましては、6月24日に神田委員と現地を確認い たしました。いずれも高齢であったり、遠方のため耕作困難で、譲渡人から農地を譲り受 け、引き続き耕作するもので問題はないと思います。 以上です。
議 長	続きまして、申請番号138－16、森桶委員。
森 桶 委 員	10番森桶です。 申請番号136－14、6月4日に村上議員と現状確認いたしました。高齢で耕作困難とな っており、農地を譲り受けられる予定の方です。現地では雑草が生えておりました。問題 ないと思います。 以上です。
議 長	森桶委員。すいません、申請番号は138－16で間違いありませんね。
森 桶 委 員	はい。138－16、ごめんなさい。
議 長	了解しました。 次に、申請番号139－17、古本委員欠席のため、事務局からお願いをいたします。
豊 田 主 査	それでは、説明させていただきます。 申請番号139－17につきましては、申請地隣の住宅などを含め、耕作困難となった譲渡 人から農地等を譲り受ける案件でございます。特に問題ないとのことでございました。 以上でございます。
議 長	次に、申請番号140－18、土井委員。
土 井 委 員	13番土井です。 先日、推進委員の常田委員と現地へ訪ねていきました。この方は、●●が引き継がれる ということで、田んぼをきれいにされておりました。別段問題ないかと思います。自宅も 確認したら、大変きれいな状況でありましたので、別段問題ないと思います。 以上です。
議 長	次に、申請番号141－19、大月委員。お願いします。

大 月 委 員	16番大月です。 141-19につきましては、どちらかという自給自足をされている方なので、10年以上前からそこに住んでおられる方で、譲渡人は最初から住まわれているところですので、面積的にも333平米ということで、ごく小さな面積でございます。野菜などを作って自給自足をされているのだろーと思ひます。本人等にも確認はしてあります。6月22日に高橋委員と一緒に行って確認をしております。 以上です。
議 長	次に、申請番号142-20から143-21までについて、高橋委員。お願いします。
高 橋 委 員	18番の高橋です。 6月22日に大月委員と現地を確認しました。142-20につきましては、譲渡人が所有されております空き家を取得して、農地も取得して耕作されるということで、新規就農です。問題なしと思ひます。 143-21につきましては、所有者は一緒です。自宅の隣に農地がありまして、耕作便利ということで譲渡されるようです。 以上になります。
議 長	次に、申請番号144-22から145-23につきまして、杉本委員。お願いします。
杉 本 委 員	22番杉本です。 現地調査を6月19日に行いました。現地の144-22につきましては、畑として耕作するのですが、まだ若干小さい草はありましたが、隣接地はミカン、果樹等が植えてあり、農業をするのについても問題ないと判断しました。 それから、145-23ですが、この位置は●●の●●付近で、のり面のところにあるビワです。ここの耕作は、ビワは完全に作られておるので、問題ありません。なお、ビワについては、●●の栽培ではなく、●●、●●が主な作付地です。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 本案は、本日配付しております資料1の議案第32号関係の欄にありますように、申請番号136-14は森桶委員が関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 申請番号136-14を先に審議することといたしますので、森桶委員におかれましては審議の間、ご退席をお願いいたします。
	< 森桶茂和委員、退室 >
議 長	それでは、議案第32号のうち、申請番号136-14について、ご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。 ございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第32号のうち、申請番号136-14について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	挙手全員でありますので、議案第32号のうち、申請番号136-14については、許可することに決定いたします。 それでは、関係委員の方の入室を認めます。
	< 森桶茂和委員、入室 >
議 長	続きまして、議案第32号のうち、先ほど許可決定した申請番号136-14以外について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。
古 川 委 員	8番古川です。 これは、新規就農者の年齢が全然分からないのですが、参考にしたいので教えてもらうということはできるんでしょうか。
議 長	申請者の年齢ですか。
古 川 委 員	そうです。

議	長	暫時休憩します。
		< 休憩 >
		< 再開 >
議	長	それでは、再開をいたします。 質問ほかにごいませんか。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第32号のうち、申請番号136－14以外について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	挙手全員であります。よって、議案第32号のうち、申請番号136－14以外については、許可することに決定いたします。 次に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請（継続審議分）について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査		それでは、総会議案の8ページをご覧ください。 議案第33号について、説明いたします。 申請番号91－3、92－4は、建て売り住宅及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、不動産の売買等を営む譲受人が転用するものです。 先月の総会で懸案となりました被害防除措置については、高低差の部分について、配置図上部の道路と面になるよう切土を行い、クロス斜線の部分に擁壁を設けることとしております。 以上のような安全面については、市開発指導課において他法令において審査しております。 農地法の許可については、他法令と同時許可となっておりますので、開発が許可とならない限り、農地法も許可になることはございません。 以上で議案第33号の説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。 それでは、議案第33号について、担当委員の意見を伺います。 申請番号91－3から92－4、長原委員。
長 原 委 員		4番長原です。 前回、保留ということになったのですが、その後、当時出された分の造成工事の図面を私が見てなかったものですから、大変失礼したということになりますが、あの図面を見ると、切土を取って平面にして住宅を造るということになっておりますので、適法だと思います。 以上です。
議	長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。 ありませんか。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第33号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	挙手全員であります。よって、議案第33号については許可することに決定いたします。 次に、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査		それでは、総会議案の10ページをご覧ください。 議案第34号について、概要の説明をさせていただきます。 今月は17件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳については、総会

小 田 主 査	議案の15ページをご覧ください。 申請番号106－1から113－8は、建売住宅及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、土地、建物の売買等を営む譲受人が転用しようとするものです。 申請番号114－9は、資材置場及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、宅地建物取引業等を営む譲受人が宅地開発に係る資材置場として転用しようとするものです。なお、農振農用地からは除外見込みとなっております。 申請番号115－10、116－11は、仮設事務所及び資材置場への一時転用事案で、●●に本店を置き、土木建築工事の施工等を営む譲受人が山陽新幹線高欄改築工事のため、作業ヤードとして令和9年3月31日まで転用しようとするものです。 申請番号117－12は、一般住宅及び駐車場への転用事案で、譲渡人と同居している譲受人が住宅を新築しようとするものです。 申請番号118－13は、資材置場及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、建設工事等を営む譲受人が事業拡大のため転用しようとするものです。 申請番号119－14は、資材置場及び駐車場への転用事案で、里山の保全活動に携わっている譲受人が保全活動で発生する木材置場とするため転用しようとするものです。 申請番号120－15は、太陽光発電設備への転用事案で、●●に本店を置き、電気供給事業等を営む譲受人が転用しようとするものです。 申請番号121－16は、資材置場及び駐車場への転用事案で、●●で建築業を営む譲受人が事業拡大のため転用しようとするものです。 申請番号122－17は、駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、リース業等を営む譲受人が事業拡大のため転用しようとするものです。 申請番号114－9は、良好な営農条件を備えている農地等で第1種農地ですが、施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。 申請番号115－10から116－11、118－13から120－15、122－17は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地、申請番号106－1から113－8、117－12、121－16は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。 第1種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のとおり意見聴取いたします。 以上で議案第34号の説明を終わります。
議 長	それでは、議案第34号について、担当委員の意見を伺います。 申請番号106－1から113－8、長原委員。お願いします。
長 原 委 員	4番長原です。 所有権者は8人ということでございます。それで、これは全て畑でございまして、農地区分でいうと第3種農地。問題ありません。 以上です。
議 長	次に、申請番号114－9、榎委員。お願いします。
榎 委 員	12番の榎といいます。よろしくお願いします。 この114－9に関しまして、6月11日に事務局の職員と現地を見て感じたことは、周りの農地の用水路、それから排水路については、特に問題ないと判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、申請番号115－10から117－12、高尾委員欠席のため、事務局よりお願いをいたします。
小 田 主 査	それでは、代読させていただきます。 申請番号115－10、116－11は、山陽新幹線の高欄を改築するために作業ヤードとして8か月間利用するものです。申請地は、新幹線高架のすぐ脇で、休耕状態です。

小 田 主 査	申請番号117-12は、譲受人は現在申請地隣の住宅に親と同居しておられますが、手狭になったため、新たに住宅を新築することになったものです。 いずれも周辺の営農に支障なく、問題はないと確認しております。 以上です。
議 長	次に、申請番号118-13から119-14につきまして、橘川委員。お願いします。
橘 川 委 員	6 番橘川です。 まず、118-13、これについては6 月11日、農業委員の方3 名、それから田中推進委員1 名と私、合計5 名で確認をいたしました。登記上、田と畑というふうになっていますが、実際行ってみますと雑種地で、草は刈ってありましたが、田とか畑に使えるような状況ではありませんでしたが、周辺の田畑への影響といったようなことについては、全く問題はなかったと推進委員も含めて判断をいたしました。 それから、119-14、これも6 月11日、農業委員会の方と一緒に参りました。それと、推進委員の田中さんを含めて5 名、同じ日に一緒に回っております。これについては、確かにメイン道路のすぐ横で畑とはなっておりますが、長い間、使用していない状況だと思っております。周辺についても田、畑、そういったような作物を植えてらっしゃるような環境にもなく、転用しても問題ないと判断をいたしました。 以上です。
議 長	次に、申請番号120-15から122-17について、村上委員。お願いします。
村 上 委 員	11番の村上でございます。 申請番号120-15から121-16、122-17は、6 月11日に市の担当者と現地の確認をしてまいりました。この3 地区の周辺は、いずれも休耕地となっております、太陽光施設になっても、駐車場になっても、周辺の営農には関係なく、問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見などがありましたらご発言を願います。 ありませんか。
	< な し >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第34号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全 員 挙 手 >
議 長	挙手全員であります。よって、議案第34号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。 続きまして、日程第4の報告事項に入ります。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第22号から報告第25号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1 ページをお願いいたします。 報告第22号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

松下局長補佐	3 ページをお願いいたします。 報告第23号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6 ページをお願いいたします。 報告第24号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7 ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は20件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第25号「農地改良届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 以上でございます。
議 長	次に、日程第5のその他に入ります。 まず初めに、資料3、営農型太陽光発電に係る現地調査について、私から趣旨を説明いたします。 暫時休憩します。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	再開します。 ただいまその他で議題とさせていただいておりますが、営農型太陽光発電が東広島市内各所に設置をされておりますが、きちんと管理をして営農もされているという施設もございますが、中には本当に営農されているのだろうかというようなものも散見をされます。したがって、この機会に東広島市内に存在します太陽光発電、営農型についての状況について、皆様方にお手数ですが確認をしていただきたいというところで、ご提案をさせていただいております。よろしく願いをいたします。 それでは、事務局から事務の手續について説明をお願いいたします。
松下局長補佐	それでは、今お持ちの資料の3、営農型太陽光設備に関する一時転用許可一覧をご覧ください。 こちらは、営農型太陽光設備の転用許可の一覧となっております。 先ほど、会長から説明がございましたとおり、市内の営農型太陽光設備の現地調査を行います。 担当地区の農業委員さんには、別途クリアファイルに入れた調査箇所の一覧表と地図を配付しておりますので、各圃場の営農状況の現地調査を行っていただき、8月31日までに一覧表の提出をお願いいたします。 記入については、一覧表の一番右側の欄に作物の栽培が適切に行われている場合は丸、そうでない場合はバツの記入をお願いいたします。バツの圃場につきましては、後日、会長と事務局で現地に確認に行きたいと思っております。 また、気づき等がございましたら、2枚目に備考欄の資料もございますので、そちらにご記入をいただければと思います。 説明は以上でございます。 また、こちらの件とは異なるのですが、議案に係る農地転用の現地調査について、当初の予定どおり6月の現地調査をもって事務局の同行は終了いたしますが、新任の農業委員さんについては、初回、同行いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
議 長	事務局からほかにありませんか。

今岡係長	それでは続きまして、お配りをしております資料の農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地域とあるA3資料をご覧ください。 こちらは、先日6月16日に開催をいたしました全体研修会で農地利用最適化推進委員さんを交えて、各地区の地区割りをご協議いただきました結果を反映したものでございます。 こちらの内容について、再度ご確認をいただきまして、誤りやその後の変更がございましたら、会議終了後、事務局へご連絡をいただきますようお願いいたします。 なお、こちらの担当地区については、今後ホームページや広報紙へ掲載する予定でございます。 説明は以上です。
議長	その他につきまして、委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いします。
長原委員	4番の長原です。 事務局の方をお願いしたいのですが、第3条の説明です。これは、どういうことなのですかね。申請理由で、何件ありました、何件ありましたという説明をしてもらわんと困りますよ。この番号を言われて、議案をめくるのが大変です。それなので、申請理由に対して、これは何件ありました、何件ありましたと、総括的な説明とか、そういう説明をしていただきたいです。まどろっこしいです。 以上です。
議長	ただいまの長原委員からのご質問につきましては、事務局において調整をしていただいて、次回から分かりやすい説明になるようによろしく願いいたします。 そのほかございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、以上で6月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 4番 長原 毅 委員 6番 橘川 一 則 委員